

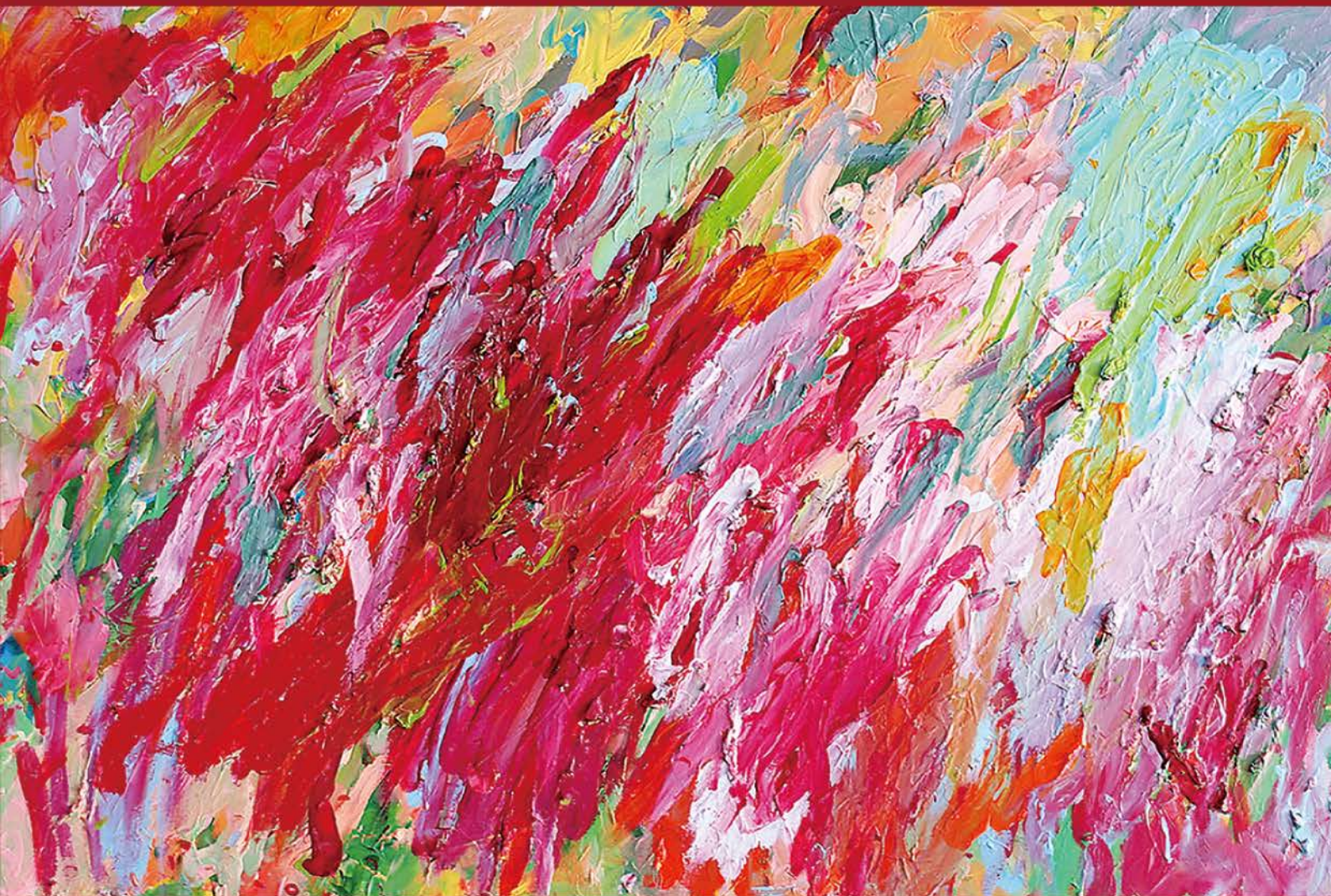
第3次湖南省障がい者の支援に関する基本計画

一人ひとりが自分らしく ともに生きるまち 湖南省

みんなでとりくむ つばさプラン



がいようばん
概要版



みやもと りょう さん とうしやう ゆさい
宮本 亮 『珊瑚礁』 油彩

わたしたちは一人ひとり違います。見た目も、心のうちの想いも。そしておそらく、
その人が大切にしていること、その人にとっての真実も、一人ひとり違うことでしょう。

それらは、かけがえのないものであり、互いに尊重されなくてはなりません。

「みんなでとりくむ つばさプラン」は、一人ひとりの自己実現を大切に、互いに支え、
支えられながら、ともに生きられる社会の実現をめざす湖南省の想いを表しています。

令和3年(2021年)3月

湖南省

計画の目的

近年、高齢化や核家族化などの環境の変化により、障がいのある人のニーズは多様化しており、地域で安心して暮らし続けるためにさまざまな取り組みが求められています。

湖南省では、平成 18 年（2006 年）6 月に、「障がいのある人が地域でいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南省条例」を制定しました。また、平成 27 年（2015 年）3 月には「第 2 次湖南省障がい者の支援に関する基本計画 みんなでとりくむ つばさプラン」を策定、平成 30 年（2018 年）3 月には同計画を改定し、市民、事業者、行政が共働して、「一人ひとりが自分らしく ともに生きるまち 湖南省」の実現に向けて、福祉のまちづくりに取り組んできました。

このたび、国の基本方針の見直し、法制度改正の動向や社会状況の変化、本市における障がい者施策の現状や課題を踏まえ、障がいのある人が地域で安心して暮らし、自分らしく生き、障がいの有無にかかわらず人と人とが、お互いに尊重し、理解し、支えあうことのできる共生社会を目指して、今後 6 年間に湖南省が取り組む施策を示します。

この計画の3つの原則



計画の位置づけ

この計画は、「障がいのある人が地域でいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南省条例」を踏まえつつ、「湖南省障がい者計画」「湖南省障がい福祉計画」「湖南省障がい児福祉計画」の3つを合わせて策定した計画です。

- ・障がい者計画：障がい福祉分野のまちづくりの指針となる計画です。
- ・障がい福祉計画、障がい児福祉計画：障がい福祉サービス等の必要量とその確保方策等を定めた計画です。

みんなでとりくむ つばさプラン		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
湖南省 障がい者の 支援に関する 基本計画	湖南省 障がい者計画	第3次					
	湖南省 障がい福祉計画		第6期			第7期	
	湖南省 障がい児福祉計画		第2期			第3期	

めざすまちの将来像

一人ひとりが自分らしく ともに生きるまち 湖南省

この理念を実現するため、より具体的なまちの姿を5つ描きます。

生まれてから大人になるまで、
一人ひとりの成長を
応援するまち

目標 1

自分らしく輝きたい・
働きたい気持ちに
応えるまち

目標 2

必要なサービスを利用して、
自分らしく毎日の生活が
送れるまち

目標 3

住みなれた地域で、
あたたかい支えあいのもとで
安心して暮らせるまち

目標 4

たて・よこ・ななめにすき間なく、みんなが担うしくみがあるまち
(推進体制)⇒P7



もくひょう
目標 1

ひとり はったつ せいちょう しえん
一人ひとりの発達・成長を支援する

障がいのある子どもや発達に支援が必要な子どもが自分のもてる力を十分に発揮し、自分らしく健やかに成長できるよう、さまざまな施策によって支援のネットワークを広げます。また、学校生活から社会生活へと安定して移り変わるために、本人のみならずその家族も含めたサポートや、地域で安心して暮らせるようなくみづくりを進めます。

しざく き め はったつしえん じゅうじつ
施策1 切れ目のない発達支援システムの充実

しざくがいよう
施策概要

発達に支援が必要な人に対し、乳幼児期から学齢期、就労期まで、保健・福祉・医療・教育・就労の関係機関が連携をして個人に一貫した支援を行います。

しざく しえん ひつよう こ そうきはっけん たいおう
施策2 支援が必要な子どもの早期発見・対応

しざくがいよう
施策概要

健診等を通じて、発達に特徴がある子どもと早期の関わりを持ち、支援が必要な子どもに保育園・幼稚園、こども園、保健センター、専門機関などが連携して対応します。

しざく きょういく ほいく じゅうじつ
施策3 教育・保育の充実

しざくがいよう
施策概要

集団の中での子どもの育ちを助長し、その子の個性と能力を伸ばす就学前教育保育、学校教育を行います。

しざく ほうかごとう い ばしょ せいかつしえん じゅうじつ
施策4 放課後等の居場所づくりによる生活支援の充実

しざくがいよう
施策概要

障がいのある子どもの、放課後や長期休業時の保育・居場所等について、学童保育所や日中一時支援事業、放課後等デイサービスによる対応を充実させます。



ひとくちメモ

こなんし はったつしえん
湖南市の発達支援システムとは？

発達支援システムは、支援が必要な人に対し、乳幼児期から学齢期・就労期までのライフステージに応じて、保健・福祉・医療・教育・就労の関係機関の横の連携による支援と、個人に応じた指導・支援の計画に基づく縦の連携による支援を提供するしくみです。
就労・社会的自立をゴールととらえ、一人ひとりのニーズに応じた支援の継続をめざして取り組んでいます。

わたし **私たちにできること**

- 疾病や発達課題等の早期発見と早期療育のため、妊婦健診・乳幼児健診を受診しましょう。気になることがあれば、気軽に、早めに相談しましょう。
- 乳幼児のときから、ふれあい・交流の場に積極的に参加しましょう。
- 子どもたちが、遊んだり体験したり、気軽に行事に参加できる地域をつくりましょう。





もくひょう 目標 2

「輝きたい」「働きたい」意欲に応える

「輝きたい」「働きたい」意欲のある人が、自分にあった社会参加や就労の場を見つけて、その環境で力が発揮でき、生きがいや収入を得られる地域社会を築きます。また、長く「輝き」「働き」続けるために、合理的配慮[※]のある環境づくりと、地域で安定した暮らしを送れるしくみづくりを進めます。

※障がいのある人から、社会の中にあるバリア（社会的障壁）を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた場合、過度な負担にならない範囲で、バリアを取り除くために必要な配慮を行うこと。

施策 5 社会参加の促進

施策概要

文化・スポーツ活動や仲間づくり等を支援し、障がいのある人の、その人らしい社会参加を促進します。

施策 6 就労につなげ、働き続けられるしくみづくり

施策概要

福祉サービスの充実や、雇用環境の整備に向けた企業啓発、農福・林福連携の新たな取り組みへの支援等を通じて、障がいのある人の、その人らしい就労を促進します。



私たちにできること

- 障がいのある人が、生涯学習やスポーツなどの活動に親しめるよう、参加したくなる、参加しやすい機会をつくりましょう。
- 職場で、障がいのある人の個性に応じて、わかりやすい説明を心がけたり、環境を整えるなど、働きやすいように配慮をしましょう。

SDGs(エスディージーズ)[※]の取り組み

本市は令和2年(2020年)7月に「SDGs 未来都市」に選定され、国と連携しながら、SDGsの達成に向けて総合的で効果的な取り組みの推進を図っています。木質バイオマスやイモエネルギーづくりなどの地域に根差した取り組みにおいて、福祉団体との連携を図り、持続可能な障がい者雇用の実現を推進しています。



※SDGs(Sustainable Development Goals)=持続可能な開発目標とは、2015年9月の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年までを期限とする17の国際目標。





もくひよう

目標

3

まいにち

せいかつ

ささ

毎日の生活を支える

住まいの場の確保や、暮らしの上で必要な支援を充実させ、障がいのある人やその家族が安心して暮らせる地域をつくります。地域移行支援・相談支援・医療的支援をはじめ、一人ひとりの障がいの特性や個々の状況に応じて、必要とされる生活支援サービスが提供されるよう図ります。また、医療と福祉との連携、高齢分野との連携など、分野をまたいだ連携体制を構築・強化し、重層的な支援体制をつくります。

施策 7 相談支援と情報提供の充実

施策概要

障がいのある人とその家族の、ライフステージを踏まえたさまざまな生活課題に伴走し支援できるよう、総合的な相談体制の強化と情報提供の充実を図ります。

施策 8 自立支援給付等による日常生活の支援

施策概要

訪問系・日中活動系サービスを中心とした、障がい福祉サービス提供基盤の充実と安定に努めます。

施策 9 経済的負担の軽減

施策概要

各種手当や年金、助成等について、障害者手帳交付時に窓口での案内や積極的な情報提供に努め、その適切な利用を促進します。

施策 10 その人らしい生活を支える暮らしの場の確保

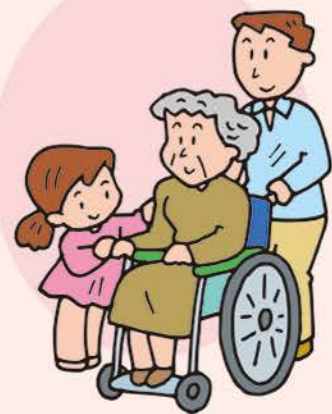
施策概要

障がいのある人が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、住まいの確保を促進するとともに、長期入院者等の地域生活移行を促進します。

施策 11 保健・医療の充実

施策概要

市民の健康づくりの促進を図るとともに、保健・医療・福祉等の確保と障がいのある人の受診環境の向上のため、関係機関の連携強化に努めます。



私たちにできること

- 見守る、声をかける、手伝うなど、困っている人を自分なりに支援しましょう。
- 「何かお困りですか」と、まずは声をかけましょう。
- 介助が必要な場合は、障がいの有無に関わらず、困っている人を助けましょう。
- 障がいのある人もない人も、あらゆる人が安心して暮らせる地域をつくりましょう。



もくひょう

目標 4

支えあい、共生する地域をつくる

市民や地域に障がいと障がいのある人への理解があり、障がいを理由とする差別をなくし、障がいのある人となない人が自然に交流し、かわりあい、互いに支えあう地域共生社会を実現するため、障がいと障がいのある人への理解を深めるための事業を行います。また、日頃からの見守りや顔の見える関係づくりを通して、有事の際も誰もとりこぼさない支援ができる体制づくりを進めます。

施策 12 人権文化の醸成と権利の擁護

施策概要

障がいを理由とする差別の解消を通じて、基本的人権の尊重の理念の浸透と権利の擁護に努め、湖南市におけるさらなる人権文化の醸成を図ります。

施策 13 ふれあい・交流による支えあいの関係づくり

施策概要

障がいのある人となない人の自然な交流を促進するため、障がいのある人が参加しやすい環境づくり等について、地域への働きかけを行います。

施策 14 コミュニケーション支援の充実

施策概要

意思疎通のしづらさがある人の地域生活を支援するため、障がい特性を踏まえたコミュニケーション支援を充実させます。

施策 15 移動の確保

施策概要

移動のしづらさがある人が、自由に外出できるよう、同行援護や移動支援等を提供します。また、移動にかかる経費負担を軽減します。

施策 16 災害への備え

施策概要

日頃からの防災意識の向上を図るとともに、災害時の要配慮者支援に係る備えを充実させます。



ひとくちメモ

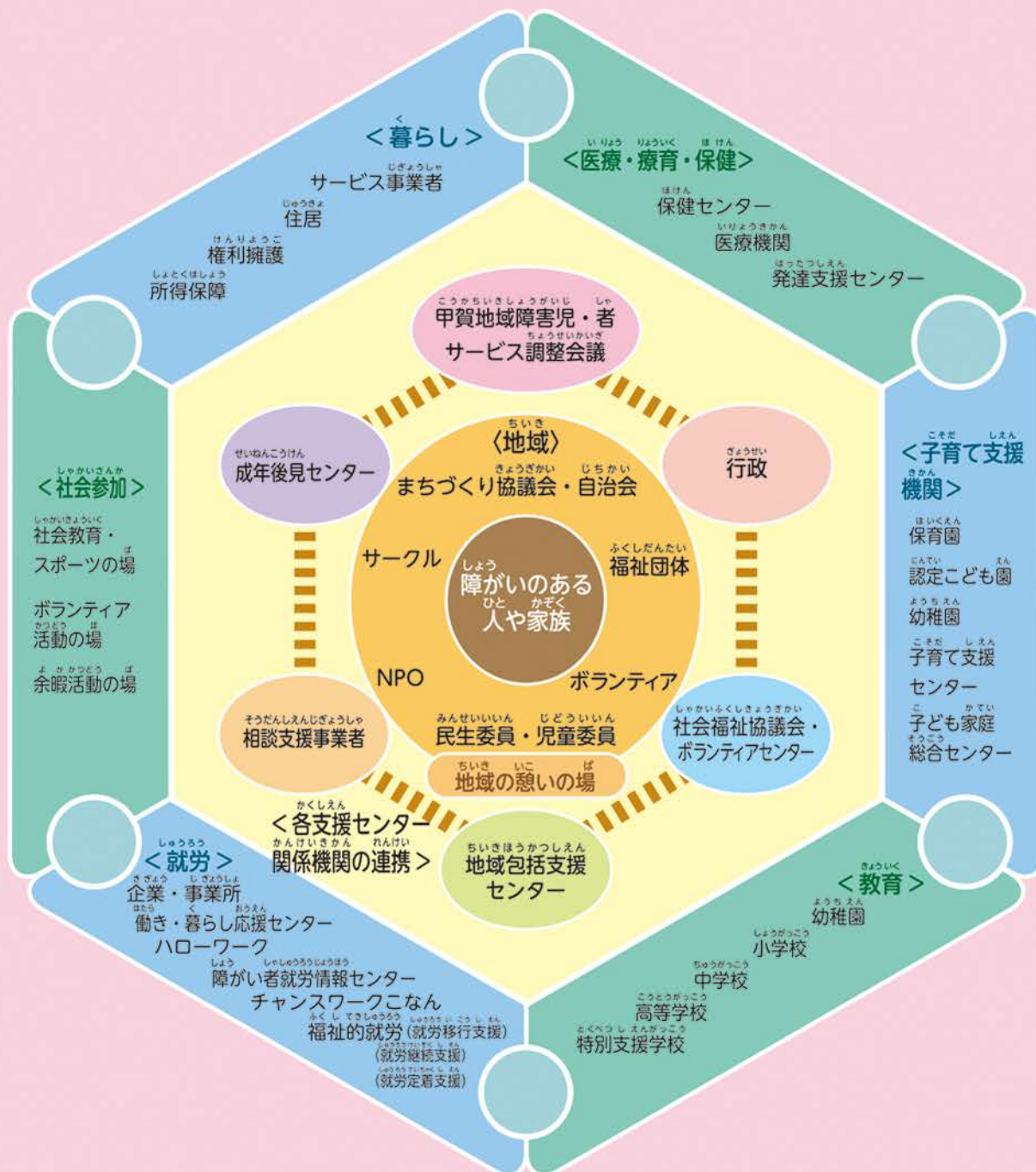
地域アドボケーターとは？

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例に規定される地域相談員のことです。自分で相談することが難しい障がいのある人に寄りそい、相談内容を代弁することにより、障がいのある人の権利を守ることや、差別を解消するために活動をしています。

私たちにできること

- エレベーターや多機能トイレ、優先座席などの利用は、必要とする人を優先しましょう。
- 歩道に自転車等を停めない、点字ブロックをふさがない、障がいのある人用の駐車スペースの適正利用などのマナーを守りましょう。
- 合理的配慮についての知識を持ち、地域活動や行事などでも、多様な情報伝達手段を用いるようにしましょう。
- いろいろな人とふれあうことを楽しみ、支えあう地域をつくりましょう。
- 日頃から防犯・防災への意識を持ち、近所で避難時に配慮が必要な人がいることを気に留めて、支えあう心づもりをしましょう。

たて・よこ・ななめにすき間なく、みんなが担う「もれない支援」の体制のイメージ



第3次湖南市障がい者の支援に関する基本計画 みんなでとりくむ つばさプラン 概要版

発行年月：令和3年（2021年）3月 発行：湖南市 編集：湖南市健康福祉部社会福祉課

〒520-3288 滋賀県湖南市中央一丁目1番地

電話：0748-71-2364 ファックス：0748-72-3788

E-mail：fukushi@city.shiga-konan.lg.jp

ホームページ：http://www.city.konan.shiga.jp/